

むと疑ふ。すなはち誓願を發し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜帰り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本国の使に從ひて、養老二年に本朝に帰向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒めるに至るまで息まず。誠に知る、觀音の威力の思議すること難きことを。讚に曰はく「老師遠く學びて、難に遭ひて歸らむとす。濟渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁來り資く。別れて後に遡に駭れ、儀を凶して常に礼みて、其の役轍まず」といふ。

第七 龜の命を贖ひ生を放ちて現報を得龜に助けらるる緣

禪師弘濟は、百濟國の人なり。百濟の乱の時に當りて、備後國三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還來らば、諸の神祇の爲に伽藍を造立て多諸の寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還來り三谷寺を造る。其

の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗觀て、共に為に欽敬ふ。禪師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人なる龜四口を売る。禪師人に勸へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を將て共に乗りて海を渡る。日晚れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨鳴の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然らして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に當つ。其の暁に見れば、龜負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の龜三領きて去る。是れ放てる龜の恩を報ゆるかと疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出て見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禪師憐愍ひて刑罰を加へず。仏を造り塔を嚴り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き來る人を化ふ。春秋八十有余の時に卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

補依いたします。一六底本訓釈「罷(万可利)」。三みずからの作つた罪過を懺悔すること。本説話は日本の文殊傳説の起源説話といふべきか。三見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中巻七縁に結びついている。三六五〇年。三續撰の短文。四字句が主。三特にそのみに心を寄せる。底本訓釈「備(加多知波比)」。三底本訓釈「存(持也)」。三底本訓釈「天奈加奈波爾奈利奴留已止」。三底本訓釈「誠也、並知也」。三皇極天皇二年(西暦二八二年)は「十八日二十八日の誤り」とするは改証。「乱のイメージ」は下巻七縁の仲麻呂の乱に結びつく。三中国山西省に所在。文殊菩薩の居処。三聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。三日本紀・天平宝字二年(西暦八八〇年)には「勝宝感神聖武皇帝」。本書の尊号は光明子の尊号「天平心眞(正皇太后)」との底向、とするのは改証の説。三聖德太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化した、とする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隱身の聖としていふことがわかる。

第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集十六ノ一、扶桑略記・養老二年(七〇八)条に書承。

三底本訓釈「徳(怡也、依也)」。三高齡なるがゆえの称であるが、年齢に關しては疑点が多い。三統日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門行善、負(免)遊學、既経(七)代、備嘗(難)行、解(三)五術、方(備)本郷、矜(貧)良深、如有(修)行天下諸寺、恭敬(供)養、一同(備)禮之例ことみえる。三高句麗の氏族である。三改証は聖部(姓)氏とする。三推古天皇は五九二年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年に備國とみえるが、推古天皇の末年より數えて養老元年は九十年にあたる。統日本紀に「負(免)遊學、既経(七)代」とあるのより推せば、有明天皇の代(西暦六六二)に高麗に渡つたこととなる。推古天皇の代とすれば九十年以上の下部とありあまりに高麗にすぎることが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。三高句麗。三六六八年。三原文急其河辺、橋邊無船。三其は通説にしたがって「七」と訓じながら、この「其」は於の意で用いられているような印象を与えている。別の訓みと考えられてもよい。三「老翁」のイメージは中巻八縁の「不知老人」に結びついている。觀音を念じたところ船が現われて救われた、という説話には、聖觀世音心験記の笠法純の説話がある。三老翁と舟がたまたまに消えたというイメージは下巻八縁の「既而其像、奄然不現に結びついている。

一耐え忍ぶこと。六波羅蜜のひとつ。二七一八年。三扶桑略記・養老二年条には「安置其像於興福寺、夙夜供養、然問其像俄失、不知其所在(二)矣」とある。三榻、椅、寶、に押韻をこころみている。三底本訓釈「資(助也)」。三底本訓釈「遺忽也」。三底本訓釈「賢(可久礼奴)」。三底本訓釈「變(止也)」。

第七縁 善業についての現報説話。今昔物語集十九ノ三十に書承。三買ひ取る。底本訓釈「阿可比天」。三未詳。本説話以外に所伝をみない。二六六〇年、百濟滅亡。三広島県三次市、双三郡あたり。三郡の長官。三兼(兼)養所部・檢(察)部事(二)職員(合)。二六六一年、出兵。六六三年、白村

靈者方広經典を帰敬ひて報を得兩の耳聞ゆる

縁第八

小墾田宮に宇御めたまひし天皇の代に、衣縫伴造義通といふ者有り。急に重き病を得て、兩の耳並に聾ひ、悪しき瘡身に遍し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。長く生きて人に厭はるるよりは善を行ひて過に死なむに如かず」とおもひて、すなはち地を擲き堂を飾り、義禪師を屈請へ、まづ其の身を潔めて香水に澡浴みて、方広經に依る。是に希有なる想を發し、禪師に白して言さく「今我が片耳に一の菩薩の名を聞く。故にただし願はくは大徳、忍勞りてまた促せ」とまうす。禪師重ねて拝めば片耳既に開く。義通歡喜びて、また重ねて礼まむことを請ふ。禪師更に拝めば兩の耳俱開く。還く還く聞く者、驚き怪びずといふことなし。是に知る、感應の道諒に虚しからず、と。

嬰兒鷲に擒られて他國に父に逢ふこと得る縁 第九

飛鳥川原板葺宮に宇御めたまひし天皇の世の癸卯年の春三月の頃に、但馬国七美郡の山里の人の家に嬰兒の女有り。中庭に匍匐ふ。鷲擒りて空に騰りて東を指して翳りぬ。父母懇び惻み哭き悲びて追ひ求むれども、到る所を知らず。故に為に福を修る。八箇年を逕て、難破長柄豊前宮に宇御めたまひし天皇の世の庚戌年の秋八月の下旬に、鷲に子を擒られたる父、縁事有りて丹波後国加佐郡の部内に至りて他の家に宿る。其の家の童女水を汲まむとして井に趣く。宿る人足を洗はむとして副ひ往きて見る。また村の童女井に集り水を汲みて、宿る家の童女の井を奪ふ。惜みて奪はしめず。其の村の童女等皆心を同じくして陵ぎ蔑りて曰はく「汝、鷲の噉殘なり。何故ぞ礼無き」といひて、罵り厭ひて打つ。拍たれて哭きて帰る。家主待ち問ひていはく「汝、何故ぞ哭く」といふ。宿る人見たる如く具に上の事を陳べて、すなはち彼の拍ち罵りて「鷲の噉殘なり」と曰ひたる所以を問ふ。家主答へて言はく「其れの年の其れの月日の時に、余れ鳩を捕る樹に登りて居る。鷲、嬰兒を

江の戦。三仏をさして「神祇」といつている。戦難を免れる、あるいは下文にみえるように、浅い処を得て海を渡る、といった説話は、観音菩薩の信仰にかかわって示されることが多い。上巻五縁に災を起す隣國の客神とされたいた仏が、本説話では災難を免れしむる神祇とされる。二三次市の寺町庵寺跡がその跡地とされる。造寺のイメージは中巻九縁の「檀」が已所造寺に結びついている。「一」以上が、禪師弘濟が加藍と諸寺とを造立した事情である。元鑄造された金銅仏の鍍金には金アマルガムが用いられる。金と丹とは金アマルガムの原料であろう。三底本訓釈「晚久礼」。三所在不明。宇治拾遺物語「下・一八九」に「かねね嶋といふ所は、海賊の集まる所なり」とみえる。三毛宝の説話に類似する(梨沖の指摘がある)。晋書「八十一」に「初宝在武昌、軍人有於市買得白龜長四五寸、養之漸大、放諸江中、郟城之敗、養龜人、被鎧持刀、自投於水中、如貫墮二石上、視之、乃先所養白龜、長五六尺、送至東岸、遂得免焉」とあり、幽明録にもみえる。龜に足を支えられて海を渡るイメージは、下巻九縁の主人公が冥界の使に先導されて冥界の河を渡るイメージに結びついている。三岡山泉河口郡金光町古見あたりか。原文「備中浦」とある「其」は「於」の意か。三幽明録「廻顧而去」。「その龜、三つ領」て去りぬとして、その龜は禪師を背から下ろして三匹の龜をひきつれて波間に去つた、と解し、四匹の龜を助けたので四匹が禪師を救済に来た、とする小泉道の説がある。その説に従うならば、たんに三縁とだけある本文にじつに多くの内容を讀みとる必要がある。三原文「其寺壳金印」。「其」は「於」の意か。三施主。三谷郡の大領の先祖。三底本訓釈「運(米久流)は誤り。三底本訓釈「依然(上音平(牟)反、訓、二台急也)は、多くの誤写を含むであろう。三「海辺」は、上巻六縁の「河辺法師」を意識する。

第八縁 善業についての現報説話。三定縁・法五・扶桑略記・推古天皇案に引用。今昔物語集「十四」三十二に書載。一底本訓釈「見(比之太留)」。二大通方広懺悔滅罪莊嚴成仏經をさす。三卷。同縁に「是方広經典」とある。下文の「方広經」もこの經。三未詳。本説話以外に所伝をみない。底本訓釈「變(奴比乃)」。四いかなる宿業か、という具体相は述べられない。五長生きをして人にきとられることは、善行をおこなって早く死ぬことと及ばない。「長生為人所厭」と三行「善道死」とを比較し、「行」善道死をえらぶ。原文「為人所厭」。「為」所「の」文型で被動が示される。六「為」は平声で「の」ことと訓むと訓むべきなのだが、大坪伊治によれば訓点資料では「の」のために「らる」と訓まれるのが普通。去声の「為」と考えられたか。本書では「の」のために「らる」と訓まれた例は「上巻十二縁の為人番所履」の底本訓釈に「兼介毛乃爾」二履(不万)留か)とあることより推して、「に」による「らる」と訓んでおく。六大通方広懺悔滅罪莊嚴成仏經・上に「若欲受持読誦是經、当淨洗浴、著淨衣服、淨掃坊舍、以三懸棺幡蓋、莊嚴室內」とある。七未詳。中巻十二縁にも同じ語がみえる。八底本訓釈「深浴(二)加波安見天)」。先陳其身、香水澡浴」というイメージは、下巻十縁の「毎二大小便利、洗浴淨身に結びつく。九大通方広懺悔

都、卅三年乙酉冬十二月八日、連公居在難破、而急卒之、屍有異香、而粉靨矣、天皇勅之、七日使留、詠於彼忠、逕之三日、乃蘇甦矣、語妻子曰、有五色雲、如霓度北、自其而往、其雲道芳、如雞舌香、觀之道頭、有黃金山、即到炫面、爰薨聖德皇太子待立、共登山頂、其金山頂、居一比丘、太子敬禮而曰、是東宮童矣、自今已後、逕之八日、必逢銚鋒、願服仙藥、比丘于環解、一玉授之、令吞服、而作是言、南无妙德菩薩、令三遍誦禮、自彼罷下、皇太子言、速還家、除作仏処、我悔過畢、還宮作仏、然從先道還、即見驚蘇也、時人名曰還活連公也、孝德天皇世六年庚戌秋九月、賜大花上位也、春秋九十有餘而卒矣、贊曰、善哉大部氏、貴仏儻法、澄情効忠、命福共存、逕世無天、武振万機、孝繼子孫、諒委、三宝驗德、善神加護也、今惟推之、逕之八日、逢銚鋒者、當宗我入鹿之乱也、八日者、八年也、妙德菩薩者、文殊師利菩薩也、令服一玉者、令免難之業也、黃金山者、五台山也、東宮者、日本國也、還宮作仏者、勝宝応真聖武上天皇、生于日本國、作寺作仏也、爾時並往行基大德者、文殊師利菩薩反化也、是奇異事矣、

憑念觀音菩薩得現報緣第六

老師行善者、俗姓堅部氏、小治田宮御宇天皇之代、遺學高麗、遭其國破、流離而行、急其河辺、倚壞無船、過渡無由、居断橋上、心念觀音、即時老翁、乘舟迎逐、同載共渡、々竟之後、從舟下道、老公不見、其舟忽失、乃疑觀音之応化也、便發誓願、造像恭敬、遂至大唐、即造其像、日夜煇敬、号曰河辺法師、々々之性、忍辱過人、唐皇所重、從日本國使、以養老二年、帰向本朝、住興福寺、供養其像、至卒不息、誠知觀音威力、難思議矣、讚曰、老師遠學、遭難得帰、無由濟渡、憶聖坐椅、心憑威力、化翁來資、別後過驛、凶儀常礼、其役不顯、

- 37 香東 一〇
- 38 詠興釈 詠之乃波之牟 一〇
- 39 子國 一〇
- 40 霓與釈 霓覆之、東霓 一〇
- 41 其國 一ナシ
- 42 難舌 一名
- 43 愛興 一〇 受苑
- 44 待東 一待
- 45 銚鋒 與釈 銚左支 一ナシ
- 46 服國 一〇
- 47 于環 一〇 環午
- 48 令吞服 與釈 吞乃見 一〇
- 49 作仏 一〇 於仏 一〇 作
- 50 從國 一〇 枚
- 51 也國 一ナシ
- 52 孝國 一〇 考
- 53 秋國 一ナシ
- 54 仏儻 一〇 仏信 儻 一〇 東 一〇 儻
- 55 服國 一〇 眼
- 56 太國 一〇 大
- 57 時國 一〇 待
- 1 憑 一〇 憑
- 2 堅 一〇 堅
- 3 河國 一〇 何
- 4 上國 一〇 上
- 5 之國 一〇 ナシ
- 6 至國 一〇 其
- 7 々々 一〇 一ナシ
- 8 至國 一〇 ナシ
- 9 聖坐椅 一〇 聖椅
- 10 心 一〇 上
- 11 力 一〇 ナシ
- 12 後國 一〇 一〇

禪師弘濟者、百濟國人也、當百濟乱時、備後國三谷郡大領之先祖、為救百濟、遣軍旅時、發誓願言、若平還來、為諸神祇、造立伽藍、起多諸寺、遂免災難、即請禪師、相共還來、造三谷寺、其禪師所以造立伽藍及諸寺、道俗觀之、共為欽敬、禪師為造尊像、上京売財、既買得金丹等物、還到難破之津、時海辺人、売大龜四口、禪師勸人、買而放之、即借入舟、將童子二人、共乘度海、日晚夜深、舟人起欲、行到備前骨嶋之辺、取童子等、擲入海中、然後告禪師云、応速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、水及腰時、以石当脚、其曉見之、龜負之矣、其備中浦、海辺其龜、三領而去、疑是放龜報恩乎、于時賊等六人、其寺売金丹、檀越先量過、禪師後出見之、賊等忙然、不知退進、禪師憐愍、不加刑罰、造仏殿塔、供養已了、後住海辺、化往來人、春秋八十有餘而卒、畜生猶不忘恩、返報恩、何況哉人而忘恩乎、

贖龜命放生得現報龜所助緣第七

禪師弘濟者、百濟國人也、當百濟乱時、備後國三谷郡大領之先祖、為救百濟、遣軍旅時、發誓願言、若平還來、為諸神祇、造立伽藍、起多諸寺、遂免災難、即請禪師、相共還來、造三谷寺、其禪師所以造立伽藍及諸寺、道俗觀之、共為欽敬、禪師為造尊像、上京売財、既買得金丹等物、還到難破之津、時海辺人、売大龜四口、禪師勸人、買而放之、即借入舟、將童子二人、共乘度海、日晚夜深、舟人起欲、行到備前骨嶋之辺、取童子等、擲入海中、然後告禪師云、応速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、水及腰時、以石当脚、其曉見之、龜負之矣、其備中浦、海辺其龜、三領而去、疑是放龜報恩乎、于時賊等六人、其寺売金丹、檀越先量過、禪師後出見之、賊等忙然、不知退進、禪師憐愍、不加刑罰、造仏殿塔、供養已了、後住海辺、化往來人、春秋八十有餘而卒、畜生猶不忘恩、返報恩、何況哉人而忘恩乎、

- 1 國 一〇 ナシ
- 2 遣軍 一〇 遣運
- 3 來 一〇 卒
- 4 起多諸寺 一〇 多起諸寺 一〇 ナシ
- 5 及 一〇 多
- 6 丹 一〇 舟
- 7 入 一〇 一〇
- 8 入 一〇 一〇 入
- 9 賊 一〇 一〇 賊
- 10 浦 一〇 一〇 海浦
- 11 領 一〇 一〇 領
- 12 賊 一〇 一〇 賊
- 13 賊 一〇 一〇 賊
- 14 忙然 一〇 一〇 忙然 一〇 上音乎 一〇 卒
- 15 住 一〇 一〇 ナシ
- 16 哉 一〇 一〇 養